

第5章

廃棄物処理・ごみ

ごみ処理に係る法制度の歴史

ごみを適正に処理することは、清潔な生活環境を維持するうえで非常に重要です。法制度の歴史も相当に古く、19世紀まで遡ります。

世界的にコレラやペストが流行した1900年、「汚物掃除法」が制定され、ごみの収集・処分は市町村の義務として位置付けられました。このころは、ごみの焼却施設がまだ一般的ではなく、その多くは野外で焼却されていました。

制定から半世紀ほど経った1954年、汚物掃除法を引きつぐかたちで、「清掃法」が制定されます。住民に対して、市町村が行うごみの収集・処分への協力義務を定めるなど、ごみ処理体系の整備が進みました。

しかし、家庭ごみの処理は進む一方で、事業活動から排出されるごみが問題となります。市町村には、そのようなごみを処理する体制の整備が困難であったためです。

そこで、1970年の公害国会において、清掃法の全部改正として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（通称：廃棄物処理法）が制定。これが現在の廃棄物処理の基本となる法律です。

廃棄物処理法により、廃棄物はその性質などによって分類され、ごみ処理を業としておこなう事業者の許可制度等も整備されました。

この章では、廃棄物に関する法制度を紹介しながら、まず八女市の『ごみ』の処理状況について説明します。

廃棄物処理法の内容

ごみ処理の基本となる廃棄物処理法では、以下のような事項が定められています。

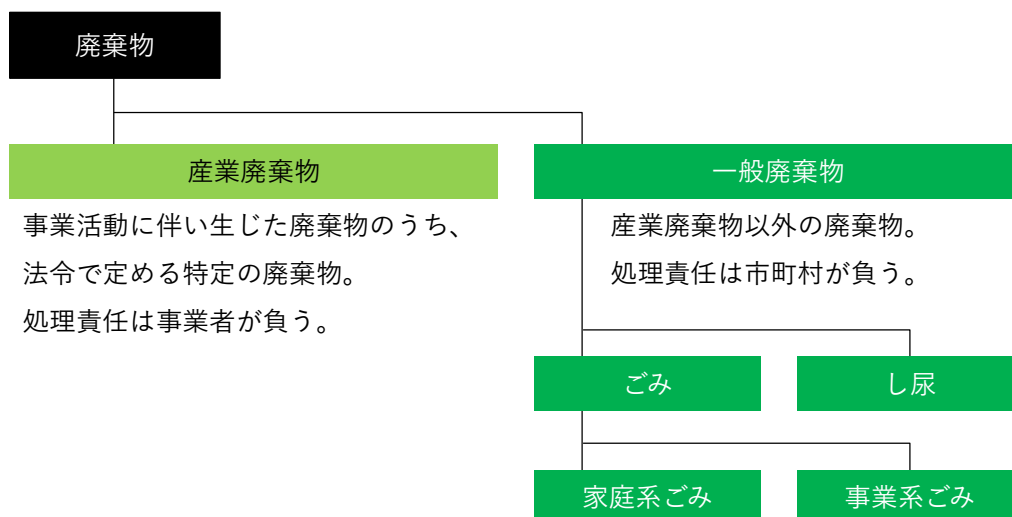
廃棄物の定義（第二条の1第1項）：

「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの。」（抜粋）

一般に考えられているごみだけではなく、ふん尿も「廃棄物」にあたります。この章では、「廃棄物」の中でも「ごみ」と「粗大ごみ」を取り扱います。

廃棄物の分類（第二条）：

一部省略して図式化すると、以下のとおりになります。市が処理責任を負うのは「一般廃棄物」であり、産業廃棄物の処理責任は事業者が負います。なお、産業廃棄物に関する許可業務等は都道府県が担当しています。



一般廃棄物処理計画（第六条の1）：

「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならない。」（抜粋）

この計画が、市町村がごみ処理をする際の基本計画です。八女市でも、「八女市一般廃棄物処理計画」を定めており、計画期間は15年間（平成26年度～令和10年度）です。この計画において、可燃ごみはステーション方式にする等の基本的事項を定めています。

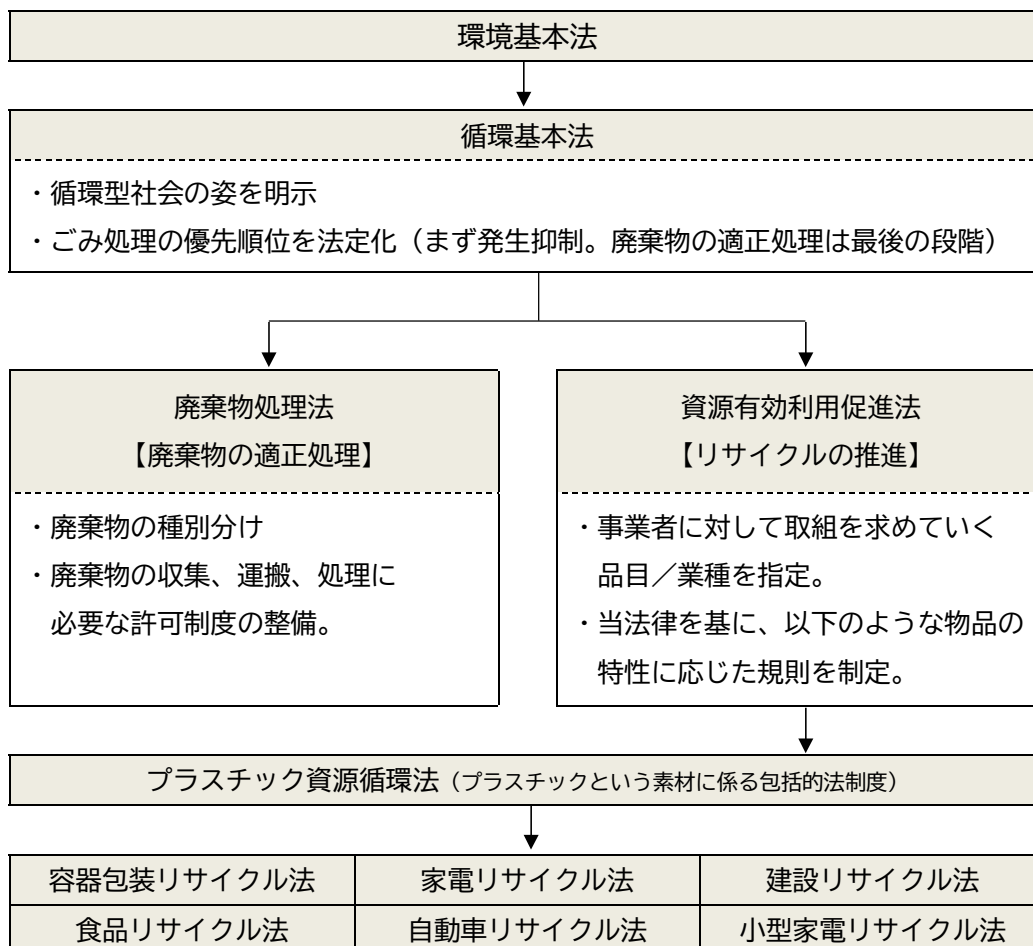
参考：循環型社会の法体系

廃棄物処理法が制定され、ごみの処理体制の整備が進みました。しかし、ごみの発生量は増加する一方であったため、「処分量を抑制しよう」「処分ではなく、再利用しよう」という考えが1990年代ごろになると進むこととなります。

そのような背景を踏まえ、1991年には「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）、2000年には「循環型社会形成推進基本法」（循環基本法）が制定。さらに2022年には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラ新法）が制定されました。

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から、循環型社会（天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと）への転換を目指すべく、法体系が整備されてきました。

循環型社会を形成するための法体系 参照：環境省



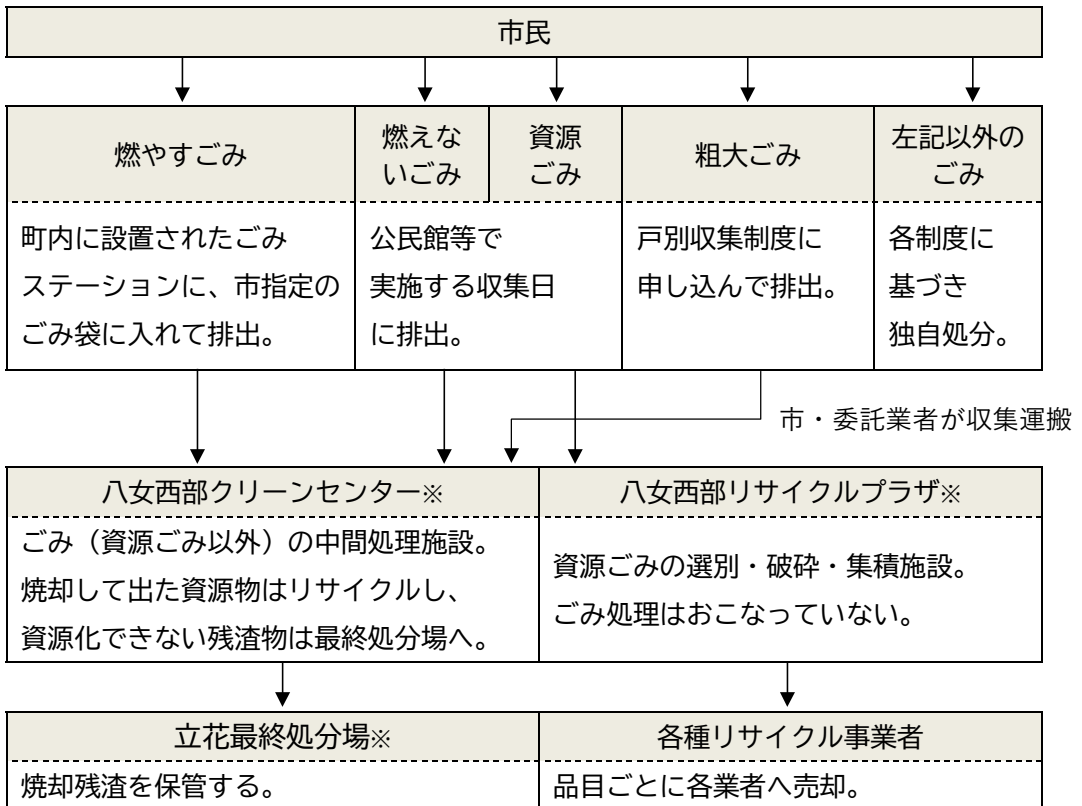
八女市のごみの分別と処理ルート

ごみ処理で非常に重要となるのが、ごみの処分・再生方法に応じて、ごみを分別することです。市では、ごみを以下のように分類し、処理しています。

八女市のごみの分類

大分類	小分類・ごみの例
燃やすごみ	生ごみ、プラスチック等。
燃えないごみ	鏡、LED、厚手のガラス等、資源化できない不燃性のごみ。
資源ごみ	資源化する20品目。缶・ビン・ペットボトル・白色トレイ・有色トレイ・新聞・雑紙・段ボール・紙パック・古布・乾電池・蛍光灯・小金属類・小型廃家電・ガラス食器類・陶磁器類・植木鉢（レンガ色）・ペットボトルキャップ・スプレー缶・食用廃油。
粗大ごみ	布団・タンス・椅子・ポリタンク等。 ごみ袋に入らない、あるいは焼却前に破碎処理等が必要なごみ。

ごみの収集・処理ルート（市民等の方が直接、ごみ処理場に持ち込むことも可能）



※施設は八女西部広域事務組合（後述）が運営管理をおこなっている。

燃やすごみの排出方法

燃やすごみの収集方法は、一般に、町内で決められたいくつかの場所に排出する「ステーション方式」と、住居の前に排出し、それを回収する「戸別収集方式」があります。

以前は戸別収集方式を採っていましたが、収集作業効率化や経費削減等のため、旧八女市は平成18年、旧立花町は平成14年、その他地区においては平成24年にステーション方式に変更しました。

また、燃やすごみのごみ袋については、合併前は各旧市町村ごとに価格・規格がバラバラでした。そこで、平成25年に統一をおこない、以降、デザイン等の見直しを必要に応じて実施しています（令和3年に指定ごみ袋（小）の字を赤字に変更）。

燃やすごみの市指定袋

種別	小売価格	内容
大袋（45ℓ）	税込 800 円	1 袋 20 枚入り
小袋（27ℓ）	税込 600 円	

※燃やすごみ以外の指定袋はない。

資源ごみの排出方法の経過

資源ごみについては、リサイクルをより一層推進するべく、旧八女市においては平成9年9月から資源ごみ分別収集地区を市域全域へ拡大しました。

また、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）が平成12年に完全施行されたことに伴い、分別品目を増やしながらか資源化を進めています。

資源ごみ分別の経過

開始時期	内容
H16 年度	蛍光管の分別開始（旧八女市）
H26 年度	ペットボトルキャップ、小金属類、小型廃家電、有色トレイ分別開始
H29 年度	ガラス食器類、陶磁器類、植木鉢の分別開始
R3 年度	町内でおこなう資源ごみ回収において、古布の回収を中止。 （COVID-19 感染拡大により業者の受け入れが困難となったため）
R6 年度	清水町の拠点収集において、古布の回収を再開。

粗大ごみの排出方法

粗大ごみは、①直接ごみ処理場に搬入するか、②戸別収集制度を利用します。

②戸別収集制度とは、ごみ処理場に直接搬入することが難しい世帯を考慮した制度で、旧八女市は平成10年4月、旧立花町は平成15年4月、その他地区においては平成25年から、ごみ処理を八女西部広域事務組合に一本化したのを機に開始しました。

戸別収集制度利用の流れと、今年度の実績は以下のとおりです。

粗大ごみ個別収集制度の利用方法

- 1 各旧市町村ごとに定めた収集日前に申し込みを行う。
- 2 ごみの大きさに応じ、500円の粗大ごみシールを1枚又は2枚購入し、貼る。
- 3 収集日の朝8時まで、道路に面した自宅敷地内にごみを排出。
- 4 八女市が業務委託した事業者が回収する。

■過去五か年の粗大ごみ戸別収集制度の実績

	R2	R3	R4	R5	R6
申請件数(件)	508	531	598	546	534
収集量(kg)	28,295	30,348	24,650	23,530	33,430

事業系一般廃棄物の排出方法

前述したとおり、廃棄物は「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分かれます。

「事業活動で出た廃棄物」は全て「産業廃棄物」ではなく、「事業系一般廃棄物」もあり、これに関しては以下のいずれかの方法で処理できます。

事業系一般廃棄物の処理方法

①燃やすごみステーションに排出する。 燃やすごみに分類されるものなら、ステーションに排出可能です。 ただし、市民の方が利用する場所でもあるため、少量の排出に限ります。
②ごみ収集業者に依頼する 市から事業系一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている事業者へ依頼し、ごみ処理場まで持って行ってもらう方法です。許可を受けている事業者の一覧は、八女市ウェブサイトで公開しています。
③直接ごみ処理場に持って行く 八女西部クリーンセンターに事業者自ら持込む方法です。

八女西部広域事務組合と、2つのごみ処理場

ごみ処理場は生活に必要不可欠です。



しかし、設置・運営に莫大なコストと高い専門性が必要であるため、複数の市町村がお金を出し合って設置するのが一般的です。

八女市においては、筑後市、広川町らと、「八女西部広域事務組合」という一部事務組合を構成しており、この組合が以下のごみ処理施設を管理運営しています。

八女西部広域事務組合の概要

設立	平成9年4月1日 ※筑後中部清掃施設組合の業務を含んだ期日。
位置	福岡県筑後市大字前津 2088 番地 6
構成団体	可燃ごみの処理：八女市、筑後市、広川町
	不燃ごみの処理：上記に加え、大川市、大木町
	火葬に係る事務：旧八女市、旧立花町、筑後市、広川町

八女西部広域事務組合が運営する2つのごみ処理場

八女西部クリーンセンター	名称	八女西部リサイクルプラザ
平成12年4月1日	運用開始	平成12年4月1日
筑後市大字前津 2088 番地 6	位置	筑後市大字前津 2105 番地 2
	概観	

八女西部広域事務組合が運営する2つの最終処分場

立花最終処分場	名称	広川最終処分場
平成23年1月～	埋立期間	昭和51年2月～平成23年2月
25,000 m ³	埋立容量	90,400 m ³
	概観等	既に埋め立ては終了。 なお、立花最終処分場の愛称の「たちばなエコリン」は、立花町の小学生から募集して決定。

かつてのごみ処理場、「八女市環境センター」

八女西部広域事務組合が管理する施設とは別に、八女市は「八女市環境センター」を運営しています。

八女市環境センターは、八女東部広域衛生施設組合（旧黒木町、旧上陽町、旧矢部村、旧星野村で構成）が運営していたごみ処理場です。

平成24年度まではごみの焼却処分をおこなっていましたが、合併に伴い、1つの自治体に2つのごみ処理場（八女西部クリーンセンターと八女市環境センター）を有することとなりました。

そこで、施設のあり方について協議した結果、平成25年度から八女市環境センターでの焼却、破碎及び中間処理を停止し、以降は八女西部クリーンセンターへのごみの中継基地として利用することになりました。

また、そのような経過から、八女市環境センターにごみを持ち込めるのは旧黒木町、旧上陽町、旧矢部村、旧星野村から排出されたごみに限っています。

■過去五か年の八女市環境センターごみ排出量

ごみの種別	R2	R3	R4	R5	R6
資源ごみ (トン)	81.12	43.83	34.49	33.59	31.49
燃えないごみ (トン)	34.33	28.48	22.17	20.63	18.96
燃やすごみ (トン)	204.4	198.8	168.6	160.0	148.6
総計 (トン)	319.8	271.1	225.2	214.2	199.0

次ページ以降では、市のごみ処理実績を紹介します。

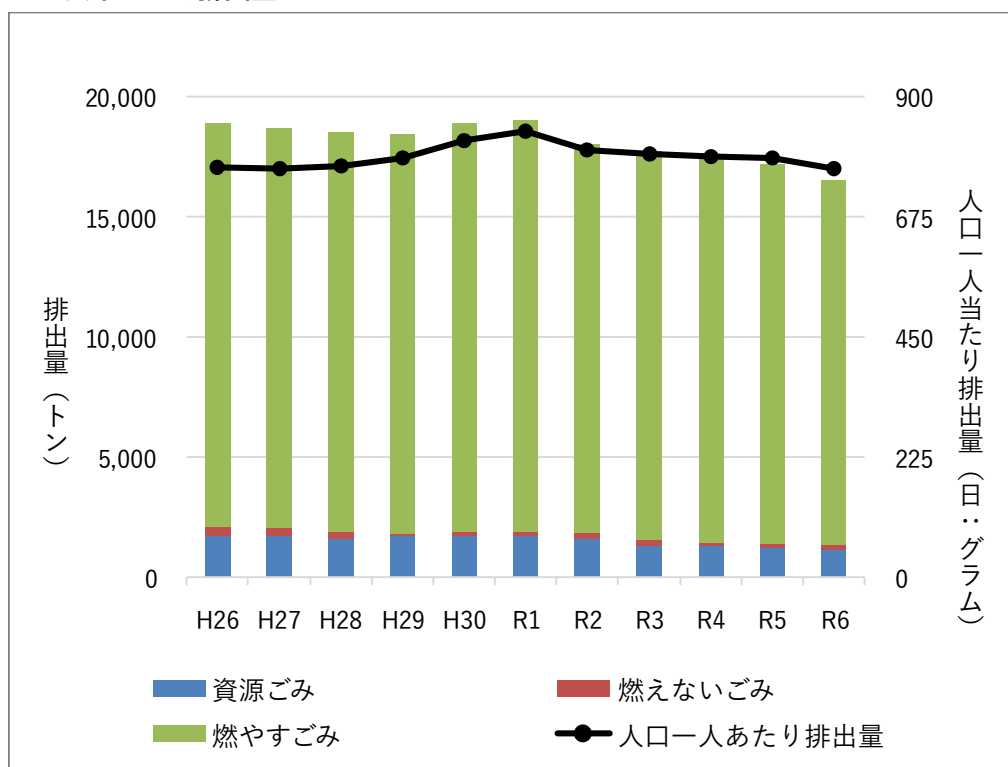
ごみ排出量

以下グラフが、八女市のごみの総排出量です。

なおこのグラフのデータは、前述した八女西部広域事務組合のごみ処理処理場に持ち込まれたごみに加え、子ども会等で実施された資源回収等（後述）も含まれています。

また、燃やすごみには可燃性の粗大ごみを、燃えないごみには不燃性の粗大ごみをそれぞれ算入し、1人あたり排出量は当該年度末（3月末）の人口で算出しています。

■八女市のごみ排出量



■過去五か年の八女市ごみ排出量

ごみの種別	R2	R3	R4	R5	R6
資源ごみ (トン)	1,603	1,355	1,294	1,209	1,145
燃えないごみ (トン)	256	196	172	165	168
燃やすごみ (トン)	16,138	16,154	15,952	15,758	15,194
総計 (トン)	17,997	17,705	17,418	17,132	16,507
1人あたり排出量 (日・グラム)	799	791	787	784	764
参考：年度末人口 (人)	61,714	61,288	60,674	59,835	59,205

八女市では、ごみの処理量を削減する、そしてリサイクルを推進するために、次のとおりごみ減量化へ向けた取組を実施しています。

燃やすごみのうち、生ごみの減量化を図る

日本では、一般的に燃やすごみの内約40%程度が生ごみと言われています。

生ごみは水気を含むため、重量が重くなり収集が大変になるだけでなく、燃やすごみステーションが猫やカラスに荒らされる原因にもなります。

八女市では、市が電気式生ごみ処理機の、八女市環境衛生協議会がコンポスト・EMバケツの購入補助事業を実施し、生ごみのたい肥化を推進しています。

また、学校給食で発生する生ごみを八女中部汚泥再生処理センターに搬入・堆肥化し販売をしています。

■過去五年の生ごみ処理機購入補助件数（単位：件）

	R2	R3	R4	R5	R6
電気式生ごみ処理機	23	19	17	26	33
コンポスト（畑設置型）	77	38	44	43	26
EMバケツ	48	45	28	27	26

補助の詳細は八女市役所にお尋ねください。

また、生ごみの減量推進を行う地域（自治会などのグループ単位）に対し、コンポスター（300ℓ）を無償で貸与しているほか、コンポスターに投入した生ごみの発酵を促進する「EMぼかし」の配付も実施しています。



八女市健康増進施設「べんがら村」に設置したコンポスター。

調理過程で出た生ごみを投入、堆肥化し、その堆肥で野菜を栽培しています。

食品ロス削減へ向けた取り組み

生ごみを減量化するためには、「食品ロス」を減らすことも重要となります。

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。その量は、日本全体で年間464万トン（令和5年度環境省推計値）にもなります。

食品ロスのうち約半分は事業活動（食品製造等）、もう半分は家庭から排出されるとされており、それらを削減すべく、以下のような啓発活動を実施しています。

■食品ロス削減のための啓発活動

年度	啓発活動
H30	・チラシを市民に、ポスター&コースターを飲食店に配付 ・イベント「八女エコキャンペーン2020」でフードドライブを実施
R1	・ポケットティッシュ、ミニのぼり旗、シールを飲食店に配付
R2～R4	・ポケットティッシュ、マスクを配付
R5	・食切り箸を配布
R6	・食べ切り箸を配布 ・小学生への講座

リサイクルに係る自主的な活動の促進

市内には、地元住民の方で子ども会等を組織し、独自に資源ごみの回収を実施している行政区があります。

回収した資源ごみは、八女西部広域事務組合ではなく事業者へ直接売却され、そのお金は子ども会の活動資金などに充てられています。

そこで、市はそのような独自の資源ごみ回収をおこなった団体に対し、回収量に応じて奨励金を出すことで、リサイクルの推進を図っています。

なお、近年の回収量は減少傾向にあり、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた令和2年頃からは回収量が急減しています。

■過去五か年の資源回収実績

	R2	R3	R4	R5	R6	
登録団体数（団体）	123	123	123	123	123	
申請件数（件）	122	114	141	140	136	
回収量	紙類（kg）	310,835	245,275	258,465	206,545	176,588
	布類（kg）	57,440	51,870	56,745	53,185	42,216
	ビン（本）	12,245	9,377	9,622	7,567	6,332

出前講座の実施と小学生のごみ処理場見学の引率

行政区等から「ごみの出し方がよくわからない」といった声が寄せられたときは、市職員が出向き、ごみの出し方の指導をしています。

また、市内の小学生が八女西部広域事務組合の施設を見学する場合は、引率をおこない、適正なごみ処理の大切さを伝えています。

令和6年度は、14校の見学を実施しました。

ごみ出しアプリの配信

市民の方が、より簡単・適切にごみを排出できるようにサポートするため、令和2年10月からスマホ用ごみ出しアプリ「さんあ〜る」を配信しています。

以下の二次元コードからダウンロードでき、無料で使えるので、ぜひご利用ください。(利用時にかかる通信料はご自身の負担となります。)

なお、令和6年度末時点のダウンロード数は4,283件です。



←android 搭載スマホをご利用の方



iPhone をご利用の方→

環境美化活動（ごみ拾いイベント）の開催

年2回、ごみ拾いイベントを八女市環境衛生協議会が開催しています。実績は以下のとおり。

■令和6年度 環境美化活動の開催記録

イベント名	実施日	参加人数 (人)	回収量 (kg)
散乱ごみ回収キャンペーン	R6.7.14	計 937	計 1,100
空き缶・空きびん回収キャンペーン	R6.11.17	計 10,178	計 2,032

第6章

廃棄物処理・し尿

し尿処理の歴史

この章では、「廃棄物」のうち、し尿等の処理について説明します。

そもそも「し尿」とは、漢字では「屎尿」と書き、人の大便小便を合わせたものを指す言葉として使われています。

ただしこの章においては、流した際の流水やトイレトーパーも含めて「し尿」と呼ぶことにします。

し尿処理の歴史は古く、鎌倉時代には、本格的な都市国家の成立に伴い、食料を確保するための近郊農業が発展、し尿は貴重な肥料として利用されてきました。

しかし20世紀に入ると、急激な人口増加、工業化に伴う農業人口の減少、化学肥料の普及が進んだことなどにより、し尿の循環的な利用が滞ることとなります。

戦後、その流れがいっそう加速した結果、都市部においては溢れたし尿を河川等に無秩序に投棄する事態まで発展。昭和20年代にかけて、赤痢や腸チフスなどの水系伝染病が全国各地で流行することとなりました。

その後、高度経済成長期（昭和30～48年）頃から、し尿処理場の建設が立て続けに始まり、し尿処理の体系が整備され、改善されながら現在に至っています。

この章では、し尿等の排出・処理ルートを示したのち、処理施設の経過、処理実績を記載します。

し尿と「浄化槽汚泥」

し尿の排出・処理ルートにあたっては、「浄化槽汚泥」も併せて図示しています。

浄化槽汚泥とは、浄化槽に溜まった余分な汚泥等のことです。

第3章でも説明した浄化槽は、沈殿・浮上といった物理作用と、微生物の働きによる生物作用によって汚水を浄化しますが、この過程で泥の固まりが生じます。

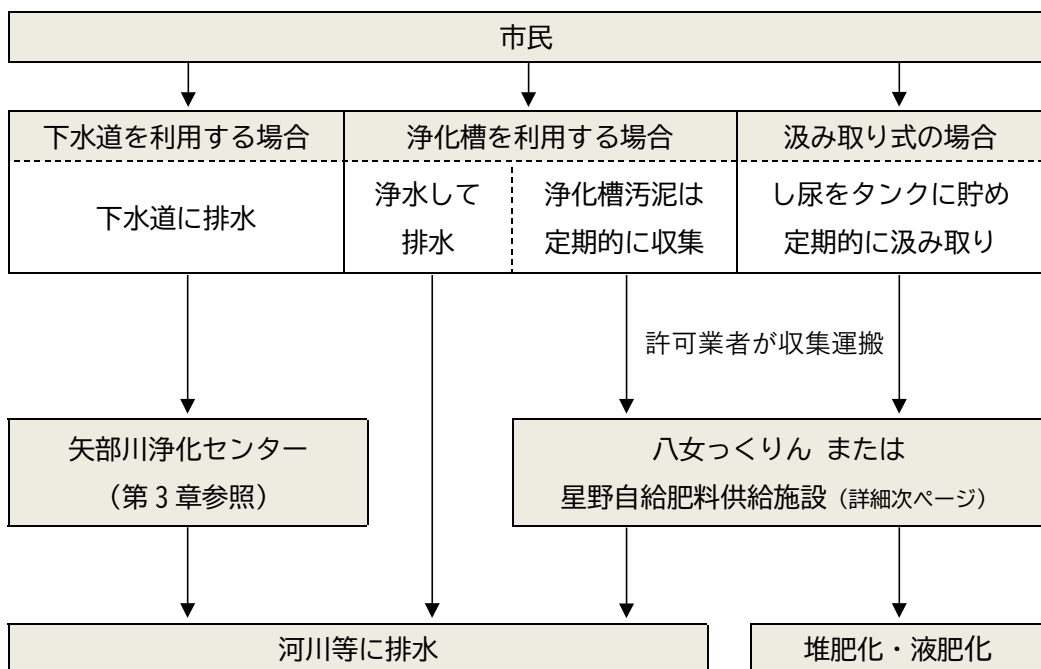
この泥を放置してしまうと、処理能力の低下や悪臭につながります。

よって「浄化槽法」では、毎年、定められた回数、浄化槽の清掃と保守点検を行わなければならないと定めています。

一般的に、浄化槽の清掃は「浄化槽清掃業」の許可を持つ事業者が実施し、そこで出た汚泥は、「し尿・浄化槽汚泥収集運搬業」の許可を受けた業者が収集運搬します。

し尿と浄化槽汚泥は異なるものですが、その収集・処理ルートは同じであるため、併せて図示します。

トイレの種類別、し尿・浄化槽汚泥の排出処理ルート 黒木町の農業集落排水事業は割愛



し尿・浄化槽汚泥処理施設「八女っくりん」

し尿・浄化槽汚泥は、「八女中部汚泥再生処理センター」（愛称：「八女っくりん」）に運ばれ、処理されています。

「第5章廃棄物処理・ごみ」では、ごみ処理施設を単独で持つのは難しいため、複数の市町村がお金を出し合い一部事務組合を構成している、と説明しました。

し尿処理においてもそれと同じで、「八女中部衛生施設事務組合」を組織しています。

八女中部衛生施設事務組合の概要

設立	昭和 63 年
位置	福岡県八女市北田形 1027 番地 1
構成団体	八女市、広川町

八女中部衛生施設事務組合が運営する処理場

施設名称	八女中部汚泥再生処理センター（愛称：「八女っくりん」）
運用開始	令和 3 年 4 月
処理能力	171kl/日（し尿：55kl/日、浄化槽汚泥：115kl/日、集落排水汚泥：1 kl/日） 生ごみ：0.2t/日
処理方式	高負荷脱窒素処理方式＋高度処理（河川放流）＋堆肥化方式
概観	
特徴等	○し尿、浄化槽汚泥だけでなく、学校給食生ごみも受け入れ。 ○汚泥発酵堆肥（名称：新八女大地）を生産、販売。 ○太陽光発電システムを設置。災害時でも一定期間受入れが可能。 ○愛称は公募で決定。見崎中学校の生徒が命名した。

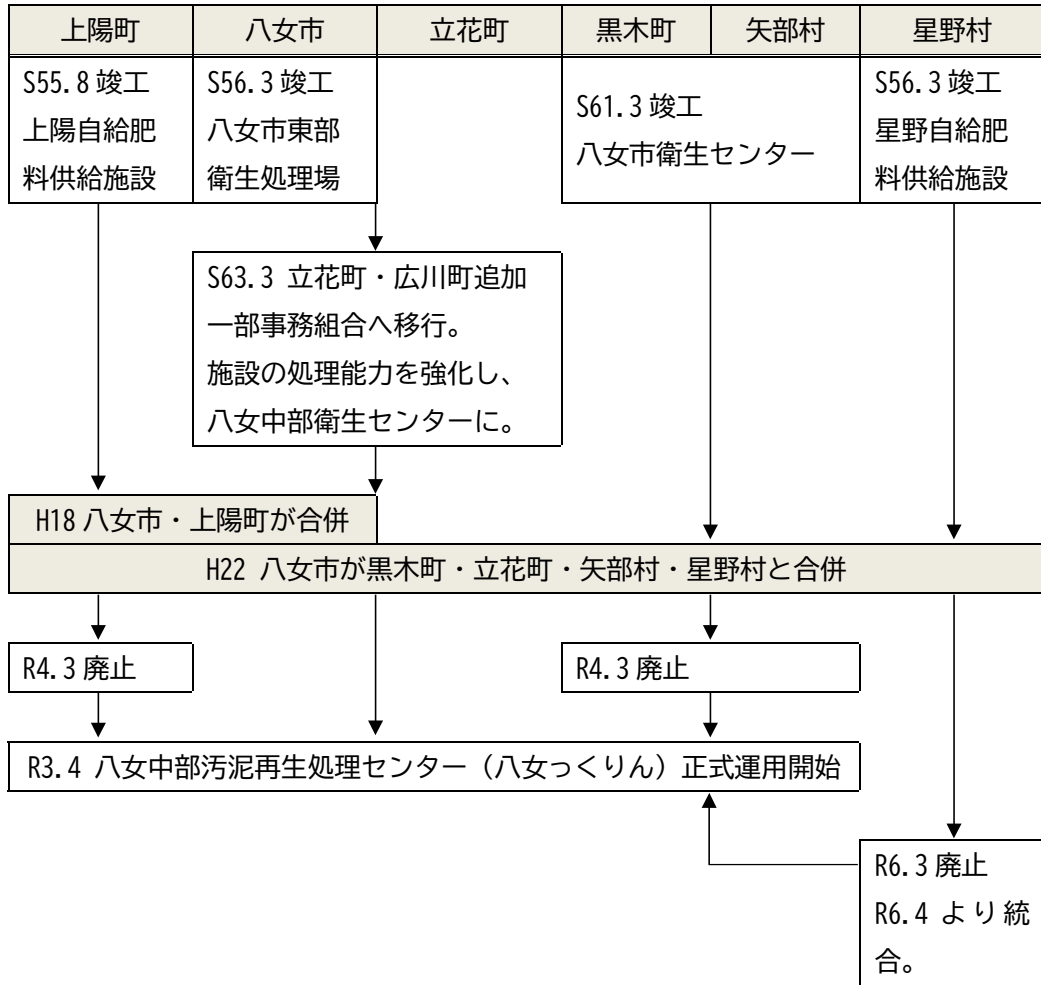
令和 6 年 3 月をもって、八女市星野村のし尿・浄化槽汚泥を処理していた「星野自給肥料供給施設」を廃止したため、令和 6 年 4 月から八女市全域の処理を八女中部汚泥再生処理センターにて行っています。

八女市のし尿・浄化槽汚泥処理施設の歴史

現在は、八女市で排出されるし尿・浄化槽汚泥を、八女中部汚泥再生処理センター（八女つくりん）にて処理しています。

しかし以前は、以下のとおり、各旧市町村ごとに施設を持ち処理をおこなってきました。

し尿・浄化槽汚泥処理施設の変遷（一部）



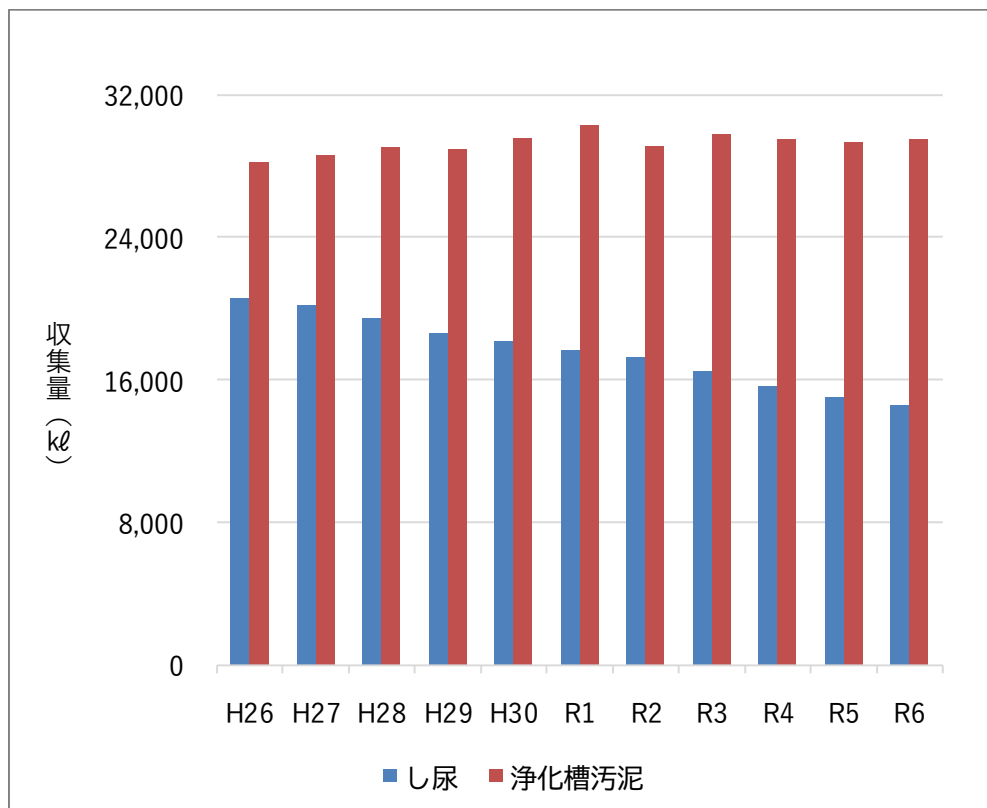
なお、「汚泥再生処理センター」とは、し尿・浄化槽汚泥に加え、生ごみ等その他有機性廃棄物を受け入れ、総合的な処理とリサイクルをおこなう施設のことであり、平成9年に新たに国庫補助対象となって以降、全国各地で整備が進んでいます。

し尿・浄化槽汚泥の処理量

八女市の処理量の経過は以下のとおりです。

グラフでもわかるとおり、し尿は減少し、浄化槽汚泥はやや増加傾向にあります。理由としては、公共下水道に接続した世帯の増加、合併処理浄化槽の設置増加等で、汲み取りが必要となる世帯が徐々に減少してきていることが要因です。

■過去十か年の八女市のし尿・浄化槽汚泥処理量



■過去五か年のし尿・浄化槽汚泥処理実績

種別	R2	R3	R4	R5	R6
し尿 (キロリットル)	17,284	16,471	15,629	15,068	14,549
浄化槽汚泥 (キロリットル)	29,156	29,762	29,517	29,317	29,473
合計値 (キロリットル)	46,440	46,233	45,146	44,385	44,022
参考：年度末人口 (人)	61,714	61,288	60,674	59,835	59,205

第7章 災害／産業廃棄物

災害廃棄物とは何か

第5・6章で説明していない、例外的な廃棄物について説明します。

八女市は、平成24年に発生した九州北部豪雨をはじめとして、過去にも数多くの風水害による被害を受けてきました。

大規模な風水害が発生すると、土砂崩れによる家屋の損壊、住宅への浸水等が起こり、がれきや、泥水にまみれた家具や家電等のごみが発生します。

そして、そのようなごみをまとめて「災害廃棄物」と呼んでいます。

災害廃棄物は普通の廃棄物と違い、以下のような特徴を持っています。

- ①発生するごみの種類、量、発生場所を予測することができない。
- ②本来はリサイクルするごみでも、泥水等のため再資源化が困難になることが多い。
- ③破損していたり、水気を含んでいたたりするため、保管・処理に特別な注意が必要。

八女市においては、災害廃棄物処理計画を策定し、迅速・適切な災害廃棄物処理の体制構築を図っています。

次ページ以降、過去に発生した風水害と、処理した災害廃棄物について記載します。

過去の災害廃棄物の処理経過（1／2）

災害の通称名	平成 24 年 7 月九州北部豪雨
市の被害状況	全壊家屋：1,738 棟、道路河川の土木災害：2,574 箇所等
廃棄物処理完了日	平成 24 年度中に完了
災害廃棄物処理量（合計推計量：約 3,276 トン、以下主な内訳）	
家電リサイクル法製品	冷蔵庫・冷凍庫：350 台、エアコン：4 台、洗濯機・衣類乾燥機：140 台、テレビ：255 台
流木	1,389,600kg
災害廃棄物一般	可燃ごみ及び粗大ごみ：1,427t、ガラス・コンクリート・陶磁器くず：156,350kg
廃タイヤ	1,148 本
廃油	2,065kg（油缶、ポリ容器等）
廃石膏	21,730kg（スレート（アスベスト含有）処理量）



九州北部豪雨発生時、
住宅の前に排出された災害廃棄物の山



大牟田市等、他市町村からの応援を受け
災害廃棄物を取集している様子

出典：平成 24 年 7 月九州北部豪雨災害記録誌

過去の災害廃棄物の処理経過（2／2）

災害の通称名	令和2年7月豪雨災害
市の被害状況	全半壊等家屋：29棟、道路河川の土木災害：400箇所超等
廃棄物処理完了日	令和3年度中に完了
災害廃棄物処理量（合計推計量：約145トン）	
家電リサイクル法製品	冷蔵庫・冷凍庫：23台、エアコン：2台、洗濯機・衣類乾燥機：11台、テレビ：16台
災害廃棄物一般	可燃ごみ及び可燃粗大ごみ：49,640kg、 不燃ごみ及び不燃粗大ごみ：6,480kg 資源ごみ：1,470kg
被災家屋撤去解体処分	推計約83,967t

災害の通称名	令和3年8月前線による大雨災害
市の被害状況	全半壊等家屋：22棟、道路河川の土木災害：500箇所超等
廃棄物処理完了日	令和4年度中に完了
災害廃棄物処理量（合計推計量：約267トン）	
家電リサイクル法製品	冷蔵庫・冷凍庫：5台、エアコン：3台、洗濯機・衣類乾燥機：4台、テレビ：8台
災害廃棄物一般	可燃ごみ及び可燃粗大ごみ：18,600kg、 不燃ごみ及び不燃粗大ごみ：2,770kg 資源ごみ：470kg
被災家屋撤去解体処分	推計約244,852t

災害の通称名	令和5年7月7日からの大雨による災害
市の被害状況	全半壊等家屋：15棟、道路河川の土木災害：490箇所超等
廃棄物処理完了日	令和5年度中に完了
災害廃棄物処理量（合計推計量：約187トン）	
家電リサイクル法製品	冷蔵庫・冷凍庫：17台、エアコン：2台、洗濯機・衣類乾燥機：19台、テレビ：22台
災害廃棄物一般	可燃ごみ及び可燃粗大ごみ：28,160kg、 不燃ごみ及び不燃粗大ごみ：6,900kg 資源ごみ：680kg
被災家屋撤去解体処分	推計約148,336t

また、八女市の近隣自治体で災害が発生した場合は、市職員がごみ処理の救援に向く場合もあります。

近年では、平成28年度の熊本地震や、令和2年度に大牟田市を襲った豪雨で発生したごみ処理の応援を実施しました。

産業廃棄物最終処分場の監視

「第5章廃棄物処理・ごみ」で述べたとおり、法に基づいた産業廃棄物に関する許可等の業務は都道府県が実施しており、市はおこなっていません。

市が実施しているのは、八女市長野行政区にある産業廃棄物最終処分場の監視です。

この最終処分場は、平成2年9月から稼働し、処理能力（埋立面積・埋立容量）の変更を数回おこない、現在に至っています。

市は産業廃棄物に関する法的な権限を有さないため、平成6年3月、規模変更の申請が福岡県に対しておこなわれた際には、市と最終処分場を有する事業者とで「環境保全に関する協定」を締結しました。

協定では、持ち込まれる廃棄物の監視と、処分場からの排水に係る事項を定めており、処分場の処理能力の変更や、排水基準関係法令の変更に併せて協定を見直しています。

廃棄物の監視：

産業廃棄物最終処分場に搬入することができる廃棄物は、その種類が明確に定められています。

仮に、搬入が認められていない安定品目以外の産業廃棄物（汚泥、燃えがらや木くず、紙類等）が埋め立てされた場合、雨水によって溶出した物質等が化学反応を起こし、地下水汚染につながる可能性があります。

そこで、協定書に基づき、監視員（地元住民の方）2名を常時配置し、搬入する車両に積載された産業廃棄物の確認をおこなっています。

水質検査：

最終処分場からの排水に関しては、事業者¹に年4回の自主検査と結果報告を義務付けています。

詳細な結果につきましては、第11章参考資料をご確認ください。

なお、令和6年度において排水基準を上回る数値は検出されませんでした。

2つの大震災と災害廃棄物

平成7年の阪神・淡路大震災、そして平成23年の東日本大震災においては、未曾有の被害と、膨大な量の災害廃棄物が発生しました。

それら进行处理する中で、どんな課題が発生し、どのように対応したのか、国等の資料を参考に、以下に簡単にまとめてみます。

	東日本大震災 2011.3.11	熊本地震 前震 2016.4.14 本震 2016.4.16
震源地と規模	三陸沖、マグニチュード9.0	熊本地方、マグニチュード7.3
人的被害	死者19,630人等	死者267人等
建物被害	全壊121,781棟、半壊280,962棟	全壊8,645棟、半壊34,392棟
災害廃棄物の発生量	災害廃棄物：約2,000万トン 津波堆積物：約1,100万トン	災害廃棄物の発生量：約310万トン
	参考：八女市の1年間のごみ処理量は1.8万トンほど	
災害廃棄物の特徴や処理経過	<ul style="list-style-type: none"> 船舶の処理に加えて、海からのヘドロや重油なども汚泥と混じって堆積し、分別が困難を極めた。 放射能汚染の風評が予想を超えて拡がり、被災地に対して心ないクレームまで寄せられる事態となったため、県内処理の深掘りを指向することとなった。 <p>阪神淡路大震災では、損壊家屋の解体等に反社会的勢力が介入することが少なかった。よって、神戸市職員等の指導により、仙台市では、区ごとに住民向けの公費撤去解体の受付窓口を設置した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 環境省は、発災翌日(4月15日)には九州地方環境事務所に災害対策本部を設置し、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)の専門家4名を含む職員10名を現地に派遣し、発災直後の支援体制を整えた。熊本県は、東日本大震災で災害廃棄物処理を経験した岩手県や宮城県、仙台市など、他の都道府県や市町村からの人的支援を受けた。 平時のごみ量を遥かに上回る災害廃棄物が短期間で発生した。多くの被災市町村が一次仮置場の用地確保に苦慮した。用地の広さが不足したり、当初確保した場所だけでは災害廃棄物の量が多すぎたため、急遽、代替地を探す必要が生じた事例もあった。

参考資料：環境省「災害廃棄物処理のアーカイブ」、兵庫県「災害廃棄物の記録」、環境省「東日本大震災により発生した被災3県(岩手県・宮城県・福島県)における災害廃棄物等の処理の記録」、気象庁「平成28年(2016年)熊本地震調査報告」、環境省「環境省九州地方環境事務所 平成28年熊本地震における災害廃棄物処理を振り返って」